

企画提案説明書

- 1 業務の概要
- 2 企画提案を求める具体的内容
- 3 参加意思確認書に関する事項
- 4 企画提案説明書に対する質問に関する事項
- 5 企画提案書の提出者に要求される資格
- 6 企画提案書の提出者を選定するための基準
- 7 非選定理由に関する事項
- 8 企画提案書に関する事項
- 9 企画提案書の特定
- 10 非特定理由に関する事項
- 11 関連情報を入手するための窓口
- 12 その他の留意事項

1 業務の概要

(1) 業務名

第6期第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画改定業務

(2) 業務目的

本県におけるツキノワグマの地域個体群の維持を図りながら、人身被害発生リスクや精神的被害等の低減を図ることを明記した本県管理計画を改定すること。

(3) 業務内容

ア 東中国及び西中国両地域個体群の構成県における出沒数等実績数値及び出沒対応等の取組実績の収集・分析

計画を策定する際に必要となるツキノワグマの管理に係る各種情報の収集及び分析を行う。

イ 計画骨子案の作成

1 (3) アにおいて収集・分析した各種情報及びアンケート等（ヒアリング調査等）を基に、環境省作成の特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）、近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理指針、本県第6期以前の計画、東中国地域個体群を構成する兵庫鳥取両県計画のほか、西中国地域個体群を構成する広島・島根・山口3県の計画をはじめとした全国都道府県計画及びツキノワグマ出沒対応に係る全国の先行事例等を参照し、計画骨子を作成する。

ウ 計画素案の作成

1 (3) ア・イを踏まえ、計画素案を作成するものとする。

エ 計画案の作成

野生鳥獣保護管理対策協議会（以下、「協議会」という。）及び自然環境保全審議会全体会議（以下、「全体会議」という。）において、計画素案及び計画案を説明する資料の作成及び説明並びに質問への回答について対応するものとする。

併せて、協議会及び全体会議に寄せられた意見を取りまとめた資料を作成するものとする。

オ 報告書作成 4 (1) ～ (4) の業務成果実績（概要）及び協議会・審議会等開催

実績等に係る報告書を作成する。

(4) 履行期間

令和8年7月31日から令和9年3月12日まで

2 企画提案を求める具体的内容

(1) 第6期第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画改定

次の事項についての必要最適と考えられる実施体制、実施計画及び実施方法

ア 東中国及び西中国両地域個体群の構成県における出没数等実績数値及び出没対応等の取組実績の収集・分析

イ 計画骨子案の作成

ウ 計画素案の作成

エ 計画案の作成

(2) 経費の見積

本業務委託に係る経費の積算及び見積書（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。

3 参加意思確認書に関する事項

(1) 参加意思確認書の作成様式

別紙1による。

(2) 記載上の留意事項

第6期第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画改定業務委託に係る参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示（以下「公示」という。）6に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載するものとする。

(3) 問い合わせ先

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県環境文化部自然環境課自然保護班 担当：石井

TEL (086) 226-7309 FAX (086) 224-7572

(4) 提出期間

令和8年7月10日から令和8年7月16日までの午前9時から午後5時まで

(5) 提出場所 (3)に同じ。

(6) 提出方法 原則としてファクシミリ又は郵送とする。

ただし、到達したことを電話で(3)の担当者に確認すること。

4 企画提案説明書に対する質問に関する事項

(1) 受付期間

令和8年7月10日から令和8年7月16日までの午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所 3(3)に同じ。

(3) 受付方法 原則としてファクシミリ又は郵送とする。

ただし、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認すること。

(4) 回答方法

質問を受けた日から起算して5日以内かつ参加意思確認書の提出期限の日の前日の午後5時までにファクシミリ等で回答する。

5 企画提案書の提出者に要求される資格

公示6の応募要件を満たす団体であること。

6 企画提案書の提出者を選定するための基準

期限までに提出のあった参加意思確認書を審査し、公示6の応募要件を満たしていること。

7 非選定理由に関する事項

- (1) 参加意思確認書を提出したもののうち、企画提案書の提出者として選定しなかった者に対し、選定しなかった旨及びその理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。
- (3) (2)の回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法並びに回答方法は、次のとおりとする。

ア 受付場所	3(3)に同じ。
イ 受付時間	午前9時から午後5時まで。
ウ 受付方法	原則としてファクシミリによる。
エ 回答方法	原則としてファクシミリによる。

8 企画提案書に関する事項

- (1) 企画提案書の種類及び提出部数

ア 企画提案書	5部
イ 見積書	1部
- (2) 企画提案書の形式及び内容
別紙2のとおり。
- (3) 問い合わせ先
3(3)に同じ。
- (4) 提出期間
令和8年7月21日から令和8年7月27日までの午前9時から午後5時まで
- (5) 提出場所
3(3)に同じ。
- (6) 提出方法
持参すること。

9 企画提案書の特定

(1) 企画提案書を特定するための評価基準

審査委員会において、次の評価を行い、最高点の企画提案書を第6期第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画改定業務の委託先候補として特定する。

(評価基準)

評価項目	評価点
1 管理計画改定	
(1) 東中国及び西中国両地域個体群の構成県における出没数等実績数値及び出没対応等の取組実績の収集・分析	10
(2) 計画骨子案の作成	15
(3) 計画素案の作成	20
(4) 計画案の作成	40
2 経費の見積	15

(2) 企画提案書の審査

企画提案書については、別途設置する審査委員会において審査する。

(3) 企画提案書の特定

企画提案書は、(2)の審査結果を踏まえ、特定する。

(4) 結果の公表

審査結果の通知は文書で行う。

(5) 特定された企画提案書の提案者の取扱い

特定された企画提案者（以下「特定者」という。）は、第6期第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画改定業務を行う事業予定者となるものとする。

(6) 企画提案書のプレゼンテーション等

企画提案書の内容について、ヒアリング、プレゼンテーションを実施する場合があるので、あらかじめ承知しておくこと。

なお、詳細については、ヒアリング、プレゼンテーションを実施することとした時点でその旨別途通知する。

10 非特定理由に関する事項

(1) 提出した企画提案書が特定されなかったものに対しては、特定されなかった旨及びその理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(3) (2)の回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。

(4) 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法並びに回答方法は次のとおりとする。

ア 受付場所 3(3)に同じ

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ウ 受付方法 原則としてファックスによる。

エ 回答方法 原則としてファックスによる。

11 関連情報を入手するための窓口

3（3）に同じ

12 その他の留意事項

- （１）提出期限までに参加意思確認書を提出しない者及び企画提案書の提出者として選定されなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- （２）参加意思確認書及び企画提案書の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- （３）提出された参加意思確認書及び特定されなかった企画提案書は、返却しない。
- （４）提出された参加意思確認書及び企画提案書は、企画提案書の提出者の選定及び企画提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- （５）提出期限後における参加意思確認書又は企画提案書の差替え及び再提出は、認めない。
- （６）参加意思確認書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。